

当分の間税率(いわゆる暫定税率)の廃止及び教育無償化

1. 趣旨・背景

下記、当分の間税率の廃止及び教育無償化に伴い、安定財源の確保が求められている

<揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税の当分の間税率廃止について>

高騰するガソリン価格に対する家計負担軽減のため、1974年に臨時措置としてスタート以来50年以上続いているガソリン等に対する特例税率を廃止する。

<教育無償化について>

少子化対策・子育て支援を目的として、高等学校等就学支援金制度の支給上限額の引き上げ及び学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)を行う。

2. 内容

政策効果や税負担の公平性を踏まえ、①～③の措置を講じて財源を確保する

- ①賃上げ促進税制の見直し
- ②極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し
- ③教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置の廃止

上記①～③の措置を講じてもなお不足する財源については、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論が出される。

<改正のポイント>

3. 適用時期

揮発油税・地方揮発油税の当分の間税率:2025(令和7)年12月31日廃止

軽油引取税の当分の間税率:2026(令和8)年4月1日廃止

高等学校等就学支援金制度の所得制限撤廃: 2026(令和8)年4月1日から

学校給食費の無償化:2026(令和8)年4月1日から

1. 改正の趣旨・背景

(1) 挥発油税・地方揮発油税・軽油引取税の当分の間税率廃止について

物価高への対応として、2025(令和7)年11月5日に自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党、日本共産党の6党により、揮発油税・地方揮発油税の暫定税率を令和7年12月31日に廃止する事が決定された。

また、軽油取引税の暫定税率については、財源確保、流通への影響、地方財政への配慮等に加え、運輸事業振興助成交付金の取り扱い等の軽油取引税に特有の実務上の課題に適切に対応した上で、令和8年4月1日廃止する事が決定された。

1. 改正の趣旨・背景

(2) 教育無償化について(高等学校等就学支援金制度の支給上限額の引き上げ)

経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援が強化されると共に、多様で質の高い教育機会の確保や選択肢を目指し、高校生等に対する授業料の支援が実施される。

具体的には、高等教育が国民的な教育になっていることも踏まえ、所得要件を撤廃し、支給上限額を引き上げる改正を講じる事で、全ての生徒に対し、公私立を問わず多様な学びの選択肢を与える制度とする。

(3) 教育無償化について(給食無償化)

保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として実施され、令和8年4月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減が実施される。

2. 改正の内容

(1)当分の間税率(暫定税率)の廃止

これまで揮発油税・地方揮発由税、軽油取引税に加算されていた下記の当分の間税率が廃止される。

- ・ 挥発油税・地方揮発由税⇒25.1円/ℓ
- ・ 軽油取引税⇒17.1円/ℓ

(2)教育の無償化(高等学校等就学支援金制度の支給上限額の引き上げ)

高等学校等就学支援金制度の支給上限額の変更は、下記の通り

- ・ 私立全日制は、現行39.6万円を45.7万円とする
- ・ 私立通信制については、現行29.7万円を33.7万円とされる。

(3)教育の無償化(給食無償化)

支援対象者の範囲と基準金額等については、下記の通り

- ・ 給食を実施する公立の小学校(義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む)を支援し、当該給食実施校の児童については、保護者の所得に関わらず、一律に支援される。
- ・ 給食未実施校に関しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について、令和7年度補正予算において先行的に支援を実施される。
- ・ 支援基準額については、完全給食実施校の生徒×一月当たり5,200円ずつ支援される。

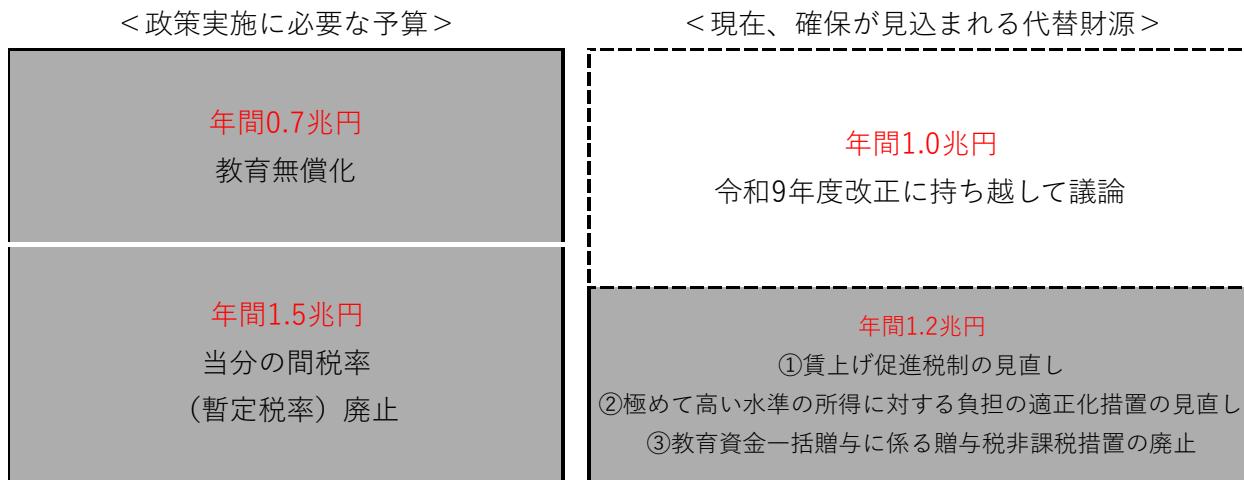
2. 改正の内容

(4)代替財源の確保

当分の間税率の廃止及び教育無償化の実施に当たっては、歳出改革等の財源捻出を前提としており、政策効果や税負担の公平性を踏まえ、①～③の措置を講じて財源を確保する。

- ①賃上げ促進税制の見直し
- ②極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し
- ③教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置の廃止

上記①～③の措置を講じる事により、約1.2兆円(平年度ベース)の財源が確保される見通しであるものの、なお不足する財源については、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論が出される。



参考:首相官邸HP「総合経済対策についての会見(令和7年11月21日)」

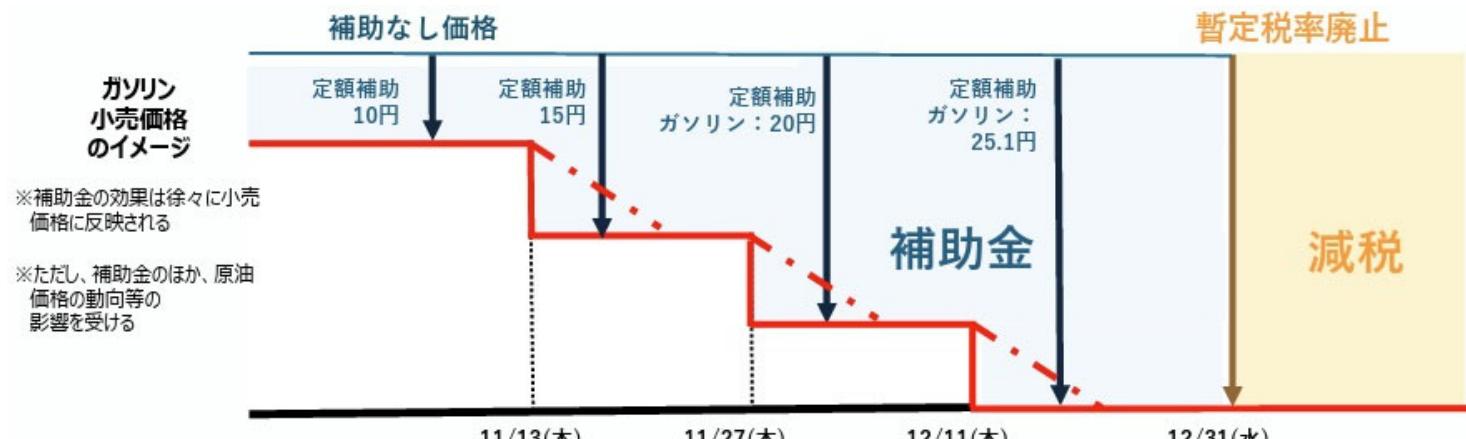
参考:文部科学省「令和8年度予算(案)のポイント」

3. 適用時期等

(1)当分の間税率(暫定税率)の廃止の適用時期

揮発油税・地方揮発油税に係る当分の間税率は、令和7年12月31日に廃止となり、軽油取引税に係る当分の間税率は、令和8年4月1日に廃止となる。

参考_ガソリン小売価格のイメージ



出典:内閣府「『強い経済』を実現する総合経済対策 政策ファイル」

(2)教育の無償化の適用時期

高等学校等就学支援金制度及び学校給食費の無償化は、2026(令和8)年4月1日からとなる。